

議案第 1 1 0 号 令和 6 年度大津市一般会計の決算の認定についての
うち、環境部の所管する部分について

それでは、「主要な施策の成果説明書」により、環境部が所管する部分のうち、主な項目について説明させていただきます。

まず、歳入についてです。

2 5 ページをお願いします。

款 1 5．使用料及び手数料、項 1．使用料、目 3．衛生使用料、

(2)「清掃使用料」のうち、

②「土地使用料」の主なものは、

大石淀三丁目の最終処分場における大規模太陽光発電設備の設置及び、新名神高速道路建設に伴う発生土の一時保管に伴う土地の使用料です。

2 9 ページをお願いします。

款 1 5．使用料及び手数料、項 2．手数料、目 3．衛生手数料、

(2)「清掃手数料」のうち、

①「廃棄物処理手数料」の主なものとしたしまして、

ア．「事業系及び家庭系持込みごみ」は、環境美化センター及び北部クリーンセンターにおける「ごみ処理」に係る手数料であり、年間処理

量は、環境美化センターが14,231トン、北部クリーンセンターが7,683トンであり、

エ.「刈り草剪定枝処理手数料」は、道路、河川のほか公共施設の維持管理行為や民間事業者の事業活動に伴って生じた刈草や剪定枝、592トンの処理に係る手数料であり、

オ.「大型ごみ処理手数料」は、大型ごみの戸別有料収集の処理に係る手数料であり、

③「し尿処理手数料」は、し尿3,975キロリットルの処理に係る手数料です。

37ページをお願いします。

款16. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目3. 衛生費国庫補助金、

(2)「清掃費国庫補助金」の表中、「循環型社会形成推進交付金」のうち、「浄化槽設置整備事業」は、下水道計画区域外のほか、当分の間、下水道の整備が見込めない計画区域内における浄化槽設置、8基分に対する交付金であり、

次の、「北部クリーンセンター解体撤去工事」は、令和5年度から令和7年度の3か年計画で実施している旧施設の解体撤去工事に係る交付金です。

42ページをお願いします。

款17. 県支出金、項2. 県補助金、目1. 総務費県補助金、

(1)「総務管理費県補助金」の表中、「自治振興交付金」のうち、

1つ目の、「ヨシ群落保全事業」は、市内3学区におけるヨシ刈り事業に係るものであり、

次の、「エコライフ地域住民活動推進事業」は、「ごみ減量と資源再利用推進」の実践に係るものであり、

2つ下の、「浄化槽維持管理事業」は、葛川学区内の5地域と石山外畑町の浄化槽維持管理に係るものです。

45ページをお願いします。

目3. 衛生費県補助金、

(2)「清掃費県補助金」の表中、「浄化槽設置費補助金」は、37ページに記載の「循環型社会形成推進交付金」の交付対象となる浄化槽設置に係る県補助金の交付であり、

次の「産業廃棄物適正処理推進事業費補助金」は、滋賀県が徴収している産業廃棄物税を財源とした補助金であり、産業廃棄物の適正処理に関する事業等に要した経費を対象に交付されたものです。

49ページをお願いします。

項3. 委託金、目3. 衛生費委託金、

(1)「保健衛生費委託金」のうち、表中の一番下、「河川愛護活動事業委託金」は、市内の県管理河川において、51の市民団体が実施された除草・清掃活動に対する県からの委託金です。

５１ページをお願いします。

款１８．財産収入、項２．財産売払収入、目１．不動産売払収入、

（１）「不動産売払収入」のうち、

②「環境部不動産売払収入」は、未利用地となっていた和邇高城の土地売却に伴う収入です。

５２ページをお願いします。

款１９．寄附金、項１．寄附金、目３．衛生費寄附金、

（１）「地球温暖化防止活動推進寄附金」は、市の保有地における太陽光発電の設置に係る協定に基づき受納したものであり、

（２）「環境保全寄附金」は、市内の企業から受納したものです。

款２０．繰入金、項１．繰入金、目１．基金繰入金、

（３）「京滋バイパス大気環境監視施設管理基金繰入金」及び、

（４）「新名神高速道路大気環境監視施設管理基金繰入金」は、大気環境監視局の維持管理に係る繰入金です。

５５ページをお願いします。

款２２．諸収入、項４．雑入、目４．雑入、

（４）「衛生費雑入」のうち、

⑧「滋賀県市町村振興協会琵琶湖総合保全市町交付金」は、琵琶湖の総合保全に係る交付金であり、

⑨「かん・びん類売却代」は、資源として回収したアルミ缶、鉄、び

んなど 3, 313 トンと、ペットボトル 682 トンの売却収入であり、

⑩「羽毛製品売却代」は、大型ごみの中から取り分けた羽毛ふとんの売却収入であり、

⑪「牛乳パック売却代」は、各支所などで集められた牛乳パック

3.4 トンの売却収入であり、

⑫「紙類売却代」は、紙ごみ 3,040 トンの売却収入です。

(59 ページ、款 23. 市債、項 1. 市債、目 3. 衛生債については、財政課が総務分科会で説明)

以上、歳入についての説明です。

引き続き、歳出について、説明をさせていただきます。

97 ページをお願いします。

款 4. 衛生費、項 1. 保健衛生費、目 7. 環境保全費、

2. 「環境保全対策費」のうち、

(1) 「環境保全対策推進事業費」は、水草の除去や、マナースポットの清掃業務、路上喫煙等の防止に関する条例に基づく啓発活動などに係る経費であり、

(2) 「琵琶湖総合保全事業費」は、琵琶湖の市町境界設定に伴う地方交付税増額分に係る市町負担金として、滋賀県市町村振興協会へ拠出したものです。

3. 「環境保全市民啓発推進費」のうち、

(1)「環境保全市民運動推進費」の、

①「琵琶湖を美しくする運動推進費」は、琵琶湖市民清掃の実施に伴う「琵琶湖を美しくする運動実践本部」に対する補助金であり、

②「河川愛護活動事業費」は、各地域の河川愛護団体が行う美化活動の支援に係る経費であり、

③「ヨシ保全事業費」は、市内6学区のヨシ保全活動に対する補助金などであり、

④「河川美化啓発看板等工事費」は、市内河川に設置されている看板の新設及び撤去等にかかる経費です。

⑤「保護樹木等保護事業費」は、「大津市の自然環境の保全と増進に関する条例」に基づき指定した保護樹木に係る老朽化した標識の更新等に係る経費であり、

⑥「煌めき大津環境賞事業費」は、第10回煌めき大津環境賞の表彰に係る記念品等に係る経費です。

(2)「環境人育成事業費」は、大津こども環境探偵団事業の実施等、環境教育の推進に係る経費であり、

(3)「環境情報システム整備事業費」は、身近な環境市民調査事業の実施や、本市環境情報のプラットフォームである「かんきょう宝箱」の維持管理に係る経費などです。

4.「公害防止対策推進費」は、各種法令に基づく水質、大気、悪臭

等に関する環境調査や発生源監視の実施に係る経費です。

５．「環境企画推進費」のうち、

（１）「環境企画推進事業費」は、地球温暖化対策及び省エネ家電の普及促進のほか、市有施設の計画的なＬＥＤ化等環境にやさしい大津市役所率先実行計画の推進に係る経費です。

９８ページをお願いします。

項２．清掃費、目１．清掃総務費、

２．「大阪湾広域臨海環境整備センター負担金」は、大阪湾広域廃棄物埋立処分場の整備に係る建設負担金などです。

３．「清掃事業総務費」は、ごみコールセンターの運営、廃棄物収集情報管理システムや機器並びに大型ごみＬＩＮＥ受付システムの利用、及び廃棄物収集情報管理システムの更新などに係る経費です。

４．「施設整備推進事業費」は、施設整備の推進に伴う事務費です。

目２．産業廃棄物対策費、

２．「産業廃棄物対策事業費」は、民間の産業廃棄物最終処分場水質検査など、事業者の指導監督業務の執行に必要な経費です。

３．「廃棄物不適正処理対策事業費」は、廃棄物不法投棄等監視員への報償費や、監視パトロール業務費を中心とした不法投棄防止対策経費などです。

４．「土砂埋立て等対策事業費」は、過去に発生した土砂条例違反事

案に係る栗原地先の水路等整備工事や伊香立南庄町地先における水質モニタリング調査の経費などです。

目 3. ごみ減量推進費、

2. 「3 R 推進事業費」のうち、

(2) 「ごみ減量と資源再利用推進会議経費」は、リサイクルフェアの開催などの同会議の活動推進に係る経費であり、

(3) 「リサイクルセンター木戸管理運営事業費」は、施設の管理運営に係る協定管理料です。

9 9 ページをお願いします。

(4) 「リーフレット全戸配布業務委託料」は、家庭ごみの週 5 日収集開始にともなう広報啓発の経費であり、

(5) 「プラスチックごみ一括回収モデル事業支援業務委託料」及び、

(6) 「ごみ分別・減量ガイドブック作成、分けなびアプリ保守料」は、事業の実施に係る経費であり、

(8) 「刈り草剪定枝等処理経費」は、道路、河川のほか公共施設の維持管理や民間事業者の事業活動に伴い生じた刈草や剪定枝の処理に係る経費であり、

(9) 「集団資源回収運営補助金」は、5 8 6 団体において回収された新聞、段ボールなど 4, 5 2 7 トンについて、回収量に応じて実施団体及び指定回収業者へ交付したものであり、

(1 1)「ごみ集積所設置等補助事業費」は、新設、改修合わせて
1 4 1 件を対象に交付したものであり、

(1 2)「生ごみ処理機等購入補助金」は、1 4 5 件の購入を対象に交付したものです。

目 4. じん芥処理費、

2.「美化清掃事業費」は、犬、猫等の動物死体の収集運搬及び火葬に係る経費を中心としたものです。

3.「美化清掃収集車管理事業費」は、美化清掃ごみ等の収集に必要となる車両の借りに係る経費です。

4.「廃棄物適正処理事業費」のうち、

(1)「一般廃棄物収集運搬業務委託料」は、家庭廃棄物の収集業務に係る経費であり、可燃ごみは5 2, 7 1 6 トン、不燃ごみは
1, 5 8 4 トンなど、あわせて6 1, 6 5 0 トンを収集運搬したものであり、

(2)「大型ごみ戸別収集運搬業務委託料」～(4)「大型ごみ処理手数料徴収業務委託料」は、大型ごみの収集運搬業務並びに処理手数料の徴収に関する事務経費です。

(5)「琵琶湖市民清掃ごみ収集運搬業務委託料」は、事業の実施に係る経費であり、

(6)「南部不燃物処分地用地の賃借料」は、土地の借地に要する経費

であり、

(8)「その他物件費」は、ごみ処理手数料の還付などです。

5.「資源物等適正処理事業費」は、乾電池や廃タイヤ等、適正処理困難物等に係る処理経費です。

目5. じん芥焼却場費、

2.「環境美化センター焼却・リサイクル施設経費」は、特別目的会社との運營業務契約に基づく委託料を中心に、

100ページに移りまして、

3.「環境美化センターその他管理運営費」は、周辺の環境調査委託料を中心に、それぞれ施設の管理運営経費等であり、焼却施設への可燃ごみ搬入量は43,659トンで、前年度に比べ1,184トン減少いたしました。

4.「北部クリーンセンター焼却・リサイクル施設経費」は、特別目的会社との運營業務契約に基づく委託料を中心に、

5.「北部クリーンセンターその他管理運営費」は、プラスチック容器資源化施設運転管理業務委託料を中心に、それぞれ施設の管理運営経費等であり、焼却施設への可燃ごみ搬入量は、33,865トンで、前年度に比べ912トン減少いたしました。

6.「北部クリーンセンター施設整備事業費」は、旧施設の解体撤去工事費及び施工監理業務委託料のうち2年目の出来高に基づく所要額の

ほか、プラスチック容器資源化施設に係る空調設備更新等の経費です。

7. 「地区環境整備事業費」のうち、

(1) 「事業費補助金」は、ごみ処理施設の稼働にあたり2学区との間で交わしている「覚書」に基づく、地域の環境整備に係る事業補助であり、

①「自治振興対策事業補助金」は、伊香立、富士見学区の2自治連合会への補助、

⑦「自治会管理施設修繕事業補助金」は、伊香立学区の各自治会が管理している施設の修繕に係る補助、

⑨「地図訂正事業補助金」は、伊香立生津町地先の公図訂正に係る補助などを中心としたものです。

(3) 「使用料」は、富士見市民温水プールの利用に係る使用料であり、

(4) 「工事請負費」は、伊香立下龍華スポーツ広場進入路整備に伴う付帯工事に係る経費です。

101ページに移りまして、

(5) 「用地費」は、市道幹2003号線道路改良事業に伴う土地購入に係る経費です。

8. 「伊香立環境交流館管理運営事業費」は、施設の維持管理に係る経費です。

目 6. 不燃物処分費、

2. 「南部不燃物処分地管理費」は、石山内畑町及び石山外畑町の、南部及び第2南部不燃物処分地における、埋立てを終えた処分地の汚水処理施設等の維持管理経費です。

3. 「大田廃棄物最終処分場管理費」は、大石曾束町の最終処分場の管理運営に係る経費であり、昨年度の不燃物埋立量は5, 596トンで、前年度に比べ331トン減少いたしました。

4. 「北部廃棄物最終処分場管理運営費」及び、

102ページに移りまして、

5. 「北部廃棄物最終処分場施設整備事業費」は、伊香立下龍華町の最終処分場の運転管理及び汚水処理施設の維持補修に係る経費であり、昨年度の不燃物埋立量は1, 836トンで、前年度に比べ113トン減少いたしました。

6. 「中町淀町最終処分場管理運営事業費」及び

7. 「中町淀町最終処分場施設整備事業費」は、埋立てを終えた大石中六丁目及び大石淀三丁目の、各最終処分場汚水処理施設等の維持補修経費並びに中町汚水処理施設解体撤去に伴う設計業務に係る経費等です。

8. 「地区環境整備事業費」は、最終処分場を設置している各地域との「覚書」に基づく事業補助等であり、

(1)「事業費補助金及び負担金」のうち、

①「自治振興対策事業補助金」は、伊香立学区龍華自治会及び大石学区自治連合会に対する補助金であり、

(2)「委託料」のうち、

⑥「太田川河川改修に伴う境界確定等業務委託料」は、太田川の水路改修に伴う境界確定等に係る経費であります。

9.「最終処分場整備事業費」のうち、

103ページをお願いします。

(1)「工事請負費」の

①「河川改修工事費（千原川）」は、第二南部不燃物処分地に関連する河川改修に係る経費です。

目7.し尿処理費、

2.「し尿処理施設等整備事業費」は、浄化槽の設置に対する補助及び葛川学区内の5地域と石山外畑町の浄化槽の維持管理に対する補助等です。

3.「し尿処理事業推進費」は、16箇所の公衆便所の清掃などの維持管理業務、し尿収集・運搬業務に係る委託経費などです。

4.「衛生処理場運転管理事業費」は、志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの運転管理に要する経費並びに南部衛生プラント解体に伴う設計業務に係る経費であり、

(2)「施設改修工事費」のうち、

①「長寿命化整備工事費」は、志賀衛生プラント及び北部衛生プラントの長寿命化整備に係る経費です。

5.「衛生処理場管理運営費（地区環境整備事業費）」は、志賀衛生プラントの操業にあたり、小松学区との間で交わしている「覚書」に基づき交付する自治振興対策事業補助金です。

以上、歳出についての説明です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。